

**建設発生土の官民有効利用マッチング
運用マニュアル(案)**

令和元年8月

国土交通省総合政策局

公共事業企画調整課 インフラ情報・環境企画室

目次

ページ

1	官民マッチングの必要性と効果	1
1-1	官民マッチングとは	1
1-2	建設発生土の現状	2
1-3	官民マッチング必要性	3
1-4	官民マッチングの期待される効果	4
2	官民マッチングの適用範囲	5
2-1	工事間利用の基本的な考え方	5
2-2	対象者登録基準	6
2-3	対象工事条件	7
3	関係者の役割	8
3-1	工事契約における建設発生土の扱いと官民マッチング決定者	8
3-2	工事発注者	8
3-3	工事受注者	9
3-4	官民マッチング運営事務局	9
4	工事間利用の調整方法、スケジュール	10
4-1	公共工事	10
4-2	民間工事	11
5	官民マッチングの実施手順	12
5-1	登録すべき情報	12
5-2	公共工事においてマッチング候補を選定するための手続き	14
5-3	マッチング相手を確定するための手続き	16
6	官民マッチング協定書の記載事項	17

<参考資料>

参考資料1	官民マッチング協定書様式例	参考資料-1
参考資料2	官民マッチング協定書等実例	参考資料-3
参考資料3	官民マッチング施行の実績	参考資料-10
参考資料4	試行マッチングにおいてマッチングが実現しなかった理由(民間工事)	参考資料-27
参考資料5	官民マッチングと公募方式を併用する場合の公募公告例	参考資料-28

1 官民マッチングの必要性と効果

1-1 官民マッチングとは

(1) 官民マッチングとは

「官民マッチング」とは、民間工事で発生した建設発生土を公共工事に利用する、又は、公共工事で発生した建設発生土を民間工事で利用するものであり、民間工事と公共工事の間で建設発生土を土砂代無料で有効利用(工事間利用)することをいう。

(2) 官民マッチングの目的

公共工事および民間工事においては、これまで公共工事間、民間工事間で建設発生土の有効利用を進めてきた。しかし、有効利用されていない建設発生土が依然として多くあることから更なる有効利用を促進するため、公共工事と民間工事の間で建設発生土を有効利用することを目的に官民マッチングを実施する。

(3) 用語の定義

本書における用語の定義は次のとおり。

①公共工事：国の機関(国、独立行政法人^{※1}、政府関連企業等^{※2})、地方の機関(都道府県、市区町村、地方公営企業、その他^{※3})が発注する工事。

※1 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、都市再生機構、土木研究所、建築研究所等

※2 道路関係会社、空港関係会社、日本下水道事業団、特殊法人、認可法人、国立大学法人等

※3 地方独立行政法人、公立大学法人、地方公共団体の組合・開発事業団、地方公社、土地改良区。土地区画整理組合は民間扱い

なお、特に断らない限り、電力、ガス、電気通信、鉄道(JR含む)の各社が発注する工事及びPFI法に基づきSPCが実施する事業も公共工事に含むものとする。

②民間工事：民間機関が発注する工事。

③公共工事土量調査：公共工事発注者として、工事発注前から建設発生土等の搬出入状況を把握し、これらの情報を基に建設発生土等の工事間利用調整を行うとともに、その結果を確認することによって、建設発生土等の工事間利用を促進することを目的として実施する調査。工事発注前に実施する「予定調査」と、工事間利用調整の結果等を把握するために工事完了後に実施する「実績調査」の2種類がある。

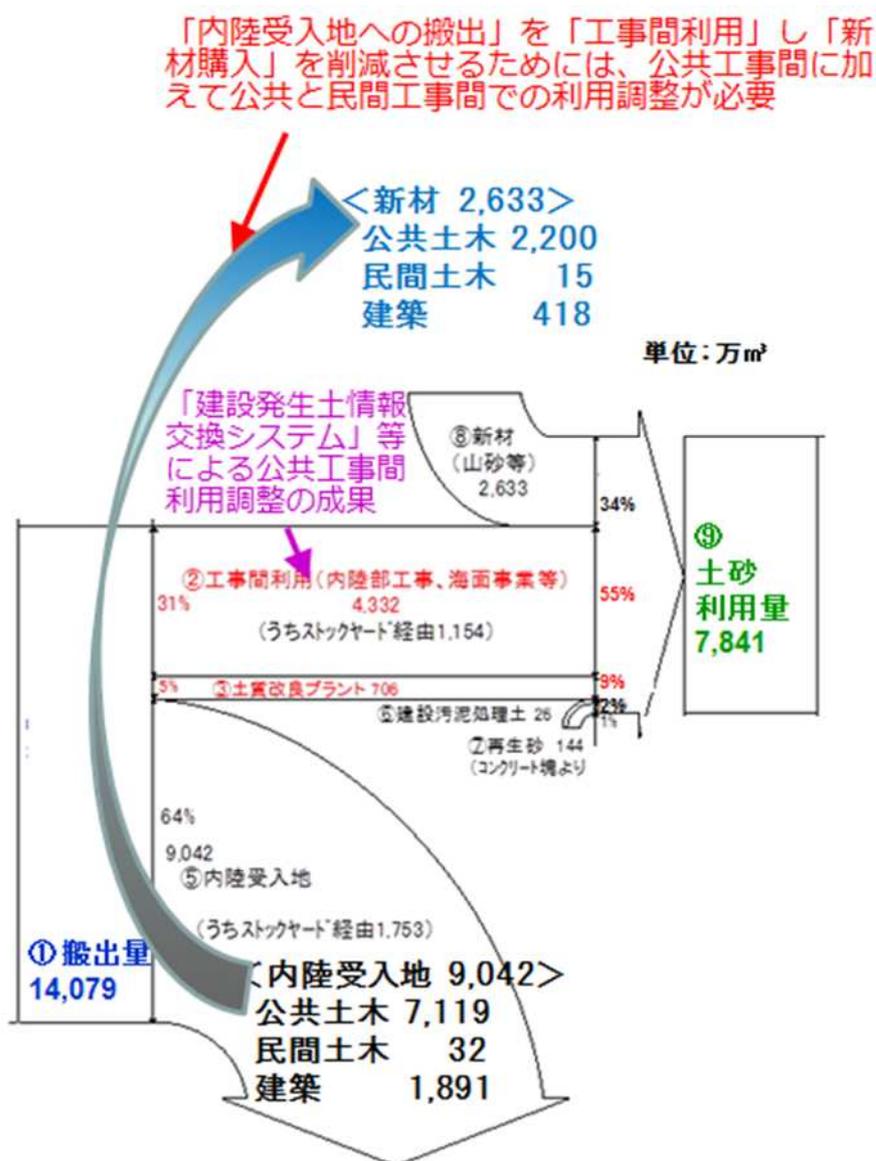
④建設発生土情報交換システム：公共工事土量調査の工事データ登録、更新、検索を支援するオンライン情報交換システムであり、設計・積算から発注、施工、完了に至るまでの建設発生土の利用に関する最新の情報を提供することにより建設発生土の工事間利用の促進に活用されることを目的として、(一財)日本建設情報総合センターが運営している。

⑤官民マッチング運営事務局：官民マッチングに参加する民間機関の登録資格審査、工事情報更新依頼等官民マッチングの円滑な運営を推進するための諸事項を実施する。事務局は、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室に置く。

1-2 建設発生土の現状

建設工事では土砂の切り盛りバランスをとるのが基本であるが、全国でみると建設発生土搬出量(14,079 万³m)は土砂利用量(7,841 万³m)の1.8倍と供給過多状態となっている。

現場で利用している土砂量の66%は他工事から発生した建設発生土を使用し、残り34%(2,633 万³m)は新材(山砂)を購入している一方で、現場からの建設発生土搬出量のうち9,042 万³mは有効利用されず内陸受入地へ搬出されている。



資料:平成24年度建設副産物実態調査(国土交通省)に加筆

図 1 - 1 建設発生土の現状と課題

1-3 官民マッチングの必要性

公共工事においては、従前から公共工事間で建設発生土のマッチングを行うシステムを運用し、工事間利用を促進している。しかし、工期や土質が合致せず、工事間での利用調整が不調となり、やむを得ず新材を購入し、建設発生土を受入地へ搬出する場合がある。

一方、民間工事においては、新材購入や建設発生土受入地への搬出を前提とした工事発注がなされており、建設発生土の工事間での利用調整は少ない。

そのため、建設発生土受入地への搬出量を軽減し新材購入量を抑制するためには、工事間利用の可能性を拡大させる必要がある。工事間利用を拡大するため、従来の公共工事間だけでなく、民間工事と利用調整し、官民間で建設発生土を工事間利用することを目指す。

現在の建設発生土の公共工事及び民間工事の状況を1都3県で見ると、図1-3のとおり公共土木工事では公共工事間で建設発生土が利用できず新材を購入している一方で、図1-2のとおり民間工事が主体の建築工事では、建設発生土はほとんど有効利用されず、建設発生土受入地へ搬出されている。

このように有効利用されていない建築工事の建設発生土も、官民マッチングにより、公共土木工事で利用できる可能性があるとともに、公共土木工事での新材購入を抑制できる余地がある。

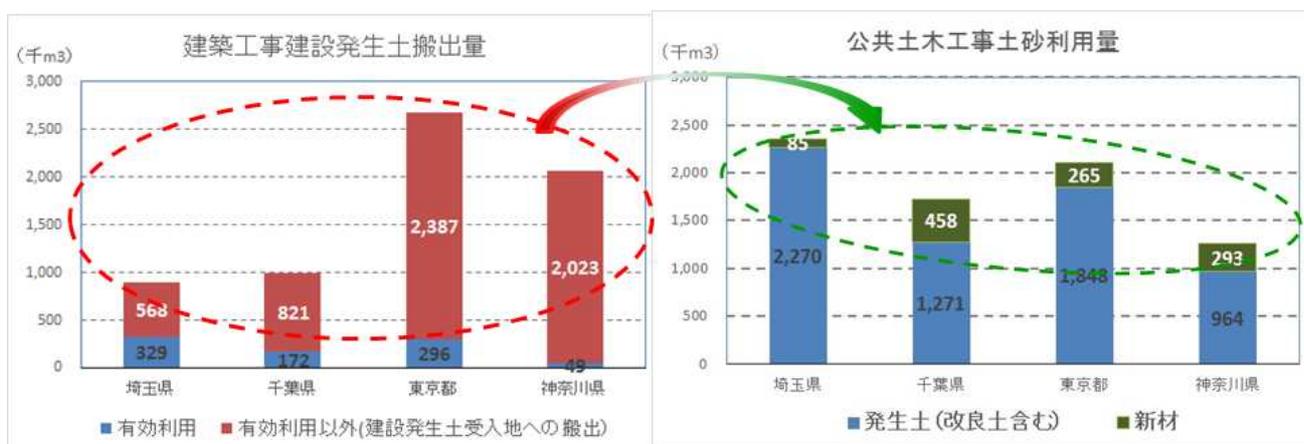


図1-2 1都3県建築工事建設発生土搬出量 図1-3 1都3県公共土木工事土砂利用量

1-4官民マッチングの期待される効果

(1)公共工事と民間工事の両方に期待される効果

①コスト削減効果

試行マッチングでの実現事例におけるコスト削減効果を試算すると、運搬費、処分費、新材購入費の削減により、一工事当たり平均で搬出工事 5,600 万円、搬入工事 3,200 万円であった。

(2)民間工事で期待される効果

民間工事ではコスト削減効果以外にも次の効果が期待できる。

①適正な搬出先確保

近年、東京23区などの大都市地域では、適正な建設発生土受入地の確保が困難となっており、民間工事の建設発生土を公共工事で利用することにより、適正な建設発生土の搬出先を確保できる。

②工事の効率化

運搬距離が短くなることにより、運搬車両の回転数を増やすことが可能となり、早期に運搬が完了し工期を短縮できる。また、工期を短縮できない場合でも確保する必要があるダンプ台数を削減できる。

③環境影響への配慮

建設発生土受入地への搬出量を削減することにより、建設発生土受入地が延命化する。この結果、新たな建設発生土受入地の開発が抑制され、自然環境が保全される。さらに、これまでの試行マッチングの事例では、多くの場合で建設発生土受入地への搬出に比べて運搬に伴うCO2排出量削減など環境負荷が低減する。

③CSR向上

公共工事との工事間利用により、公共事業の円滑な執行へ貢献することがCSR向上につながるるとともに、社会へのPRにも役立つ。

2 官民マッチングの適用範囲

2-1 工事間利用の基本的な考え方

(1) 公共工事

国土交通省では、国土交通省発注工事の再生資源の利用及び再資源化施設への搬入を定めた「リサイクル原則化ルール」(H18. 6. 12)を作成し、建設発生土の現場からの搬出及び利用について、経済性にかかわらず現場間利用をするものとしている。国土交通省以外の公共機関においても、「リサイクル原則化ルール」を準用している。

「リサイクル原則化ルール」のうち建設発生土に係わるルールの抜粋

①建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50キロメートルの範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

②建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土または建設汚泥(建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合)を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

公共工事においては、原則として50kmの範囲内で建設発生土の工事間利用を実施すること、その際、各地方建設副産物対策連絡協議会(構成員:国、地方自治体、民間公益企業、建設業団体など)等での調整結果を優先することとしている。

各地方建設副産物対策連絡協議会での調整結果とは、協議会構成員のうち公共機関を対象とした「公共工事土量調査」にもとづく工事間利用調整結果をいう。

したがって、今後、公共工事では、公共工事間での利用調整を優先とし、公共工事間で利用調整できない工事を対象に民間工事と利用調整(官民マッチング)を実施する。

(2)民間工事

民間工事においても経費削減等の観点から企業として、建設発生土受入地への搬出、新材購入に優先して工事間利用調整を実施している。

民間工事では、従来から実施している自社受注工事間の利用調整を優先し、自社受注工事間で利用調整できない工事を対象に、公共工事及び民間他社受注工事との利用調整を積極的に実施するよう努める。

2-2対象者登録基準

官民マッチングに参加できる対象者とその登録基準を次のとおりとする。

(1)公共機関(公共工事発注者)

公共機関の登録基準は特に定めない。

(2)民間機関(公共工事入札参加資格保有者)

民間機関の参加登録基準は、原則、国及び地方自治体の工事入札参加資格保有者(以下、「公共工事入札参加資格保有者」という。)とする。

なお、参加登録時に次に該当する者は登録できない。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する(入札参加禁止)
- ・国等から指名競争入札参加者としての指名停止又は警告を受けている

(3)民間機関(公共工事入札参加資格保有者以外)

民間機関のうち、公共工事入札参加資格保有者以外で参加できる者の登録基準は次のとおりとし、該当する官民マッチング対象工事ごとに登録すること(登録審査を受ける)を原則とする。

①工事発注者

土木工事の発注者は、開発許可等の関係する法律に基づく許可取得者、建築工事の発注者は、建築基準法に基づく建築確認申請取得者とする。

②工事受注者

工事受注者(元請者又は下請者、下請者には二次下請以下も含む)は、建設業法の建設業許可業者であり、官民マッチング対象工事契約済みの者とする。

(4)民間機関共通

(2)、(3)の民間機関は次の条件を満たすこと。

- ・会社更生法、民事再生法の対象者でないこと
- ・暴力団の構成員による不当な行為の防止等に関する法律による暴力団及び暴力団関係者との関係がないこと
- ・これまでの官民マッチングにおいて協定等違反行為等をしていないこと。

2-3 対象工事条件

(1) 工事規模

工事間利用を促進する観点から工事規模の制限は行わない。

(2) 仮置き場を利用する工事

仮置き場を経由する工事間利用については、建設発生土を適正に管理できる体制が整っている仮置き場を利用する場合に限って、官民双方の担当者が確認し、合意した場合に官民マッチングの対象とすることができる。

建設発生土を適正に管理できる体制とは、次をいう。

- ① 工事発注者又は工事受注者(元請者又は下請者)自らで管理している。
- ② 仮置き場に搬出入された建設発生土の土量を管理している。
- ③ 建設発生土を搬出工事ごとに堆積し、他工事の発生土と仕切りや空間の確保等により混ざらないように管理をしている。

(3) 建設発生土の搬入条件

建設発生土の搬入条件は次とする。

- ① 受け入れた建設発生土は、当該工事の施工のみに使用する。但し、公共工事ではこの限りではない。
- ② 建設発生土は無料で受け入れるものとする。ただし、工事間利用協定等の取り決めにより、例えば、搬出工事側が搬入工事側の搬入土の敷均し等を負担することは可能とする。

3 関係者の役割

3-1 工事契約における建設発生土の扱いと官民マッチング決定者

① 公共工事

公共工事においては、工事契約書の仕様書等で建設発生土の搬出先、搬入土の調達先を指定し、指定条件に応じた費用を算定し、工事発注することを原則としており、発注者が元請者に建設発生土の扱いを指示している。

したがって、公共工事における官民マッチングの決定者は工事発注者とする。

② 民間工事

民間工事における契約方式は発注者、工事ごとに異なるが、一般的には工事契約時に建設発生土の搬出先、搬入土の調達先を指定する場合は少なく、費用算定に当たっては「自由処分」による積算方式をとる場合が多い。この場合は、商習慣上、建設発生土、搬入土砂の扱いは元請者に一任されていると考えられることから、官民マッチングの決定者は元請者を基本とする。

一方、公共工事と同様に工事契約上建設発生土の搬出先、搬入土の調達先を指定している場合は、官民マッチングの決定者は工事発注者を基本とする。

3-2 工事発注者

(1) 公共工事発注者

発注者は、「リサイクル原則化ルール」に則り建設発生土の工事間利用を前提として工事発注できるように、工事発注前に利用調整する。

工事発注前に工事間利用ができず、建設発生土を建設発生土受入地へ搬出し、新材を購入する条件で工事発注する際は、官民間で工事間利用が成立した場合には必要に応じて設計変更する旨、仕様書等に明示することが必要である。

官民マッチングによる民間工事からの利用調整依頼に対して速やかに対応するものとする。マッチングに際しては精度高い工事情報が重要であることから、工事情報等に変更があった場合は速やかな情報更新に努める。

官民マッチングが成立した場合には、工事受注者の利用調整に必要な経費を見込む等労力を十分考慮した対応に努める。

(2) 民間工事発注者

民間工事の発注者は、資源有効利用、環境配慮などの観点から建設発生土の有効利用、利用用途に応じた品質の土砂利用に努める必要があり、工事受注者が建設発生土の官民マッチングを希望、提案する場合は、実現に向けて必要な支援に努める。

マッチングに際しては精度高い工事情報が重要であることから、発注者自身がマッチングを行う時は、工事情報等に変更があった場合は速やかな情報更新に努める。

官民マッチングが成立した場合は、必要に応じて工事受注者の利用調整に必要な経費を見込む等労力を十分考慮した対応に努める。

3-3 工事受注者

(1) 公共工事受注者

発注者と協力しマッチングを円滑に実施する。設計変更が必要な場合は発注者と協議する。

利用調整に際しても、まずは相手工事情報の確認を行う。

(2) 民間工事受注者

元請者は主体的にマッチングに取り組み、下請者と協力しマッチングの円滑な実施に努める。

発注者がマッチングを実施した場合は、発注者と協力しマッチングを円滑に実施する。設計変更が必要な場合は発注者と協議する。

マッチングに際しては、精度高い工事情報が重要であることから、工事情報等に変更があった場合は速やかな情報更新に努める。

利用調整に際しても、まずは相手工事情報の確認を行う。

(3) 公共工事・民間工事受注者共通

工事受注者は、次を実施するものとする。

- ①発注者へ利用調整状況及びマッチング実施結果を必要に応じて報告。
- ②土質性状および環境安全性確認など必要な調整の実施。
- ③建設発生土の適正運搬のための必要な措置の実施。
- ④トラブル発生時への迅速かつ誠意ある対応の実施。

3-4 官民マッチング運営事務局

官民マッチング運営事務局は次を実施するものとする。

- ①官民マッチングに参加する民間機関の登録資格審査の実施。
- ②官民マッチングシステムの維持管理、工事情報の確認及び情報更新依頼を実施。
- ③官民マッチングシステム操作に関する問い合わせ対応の実施。
- ④官民マッチングのPR、民間登録者数拡大活動の実施。

4 工事間利用の調整方法、スケジュール

4-1 公共工事

(1) 工事発注前

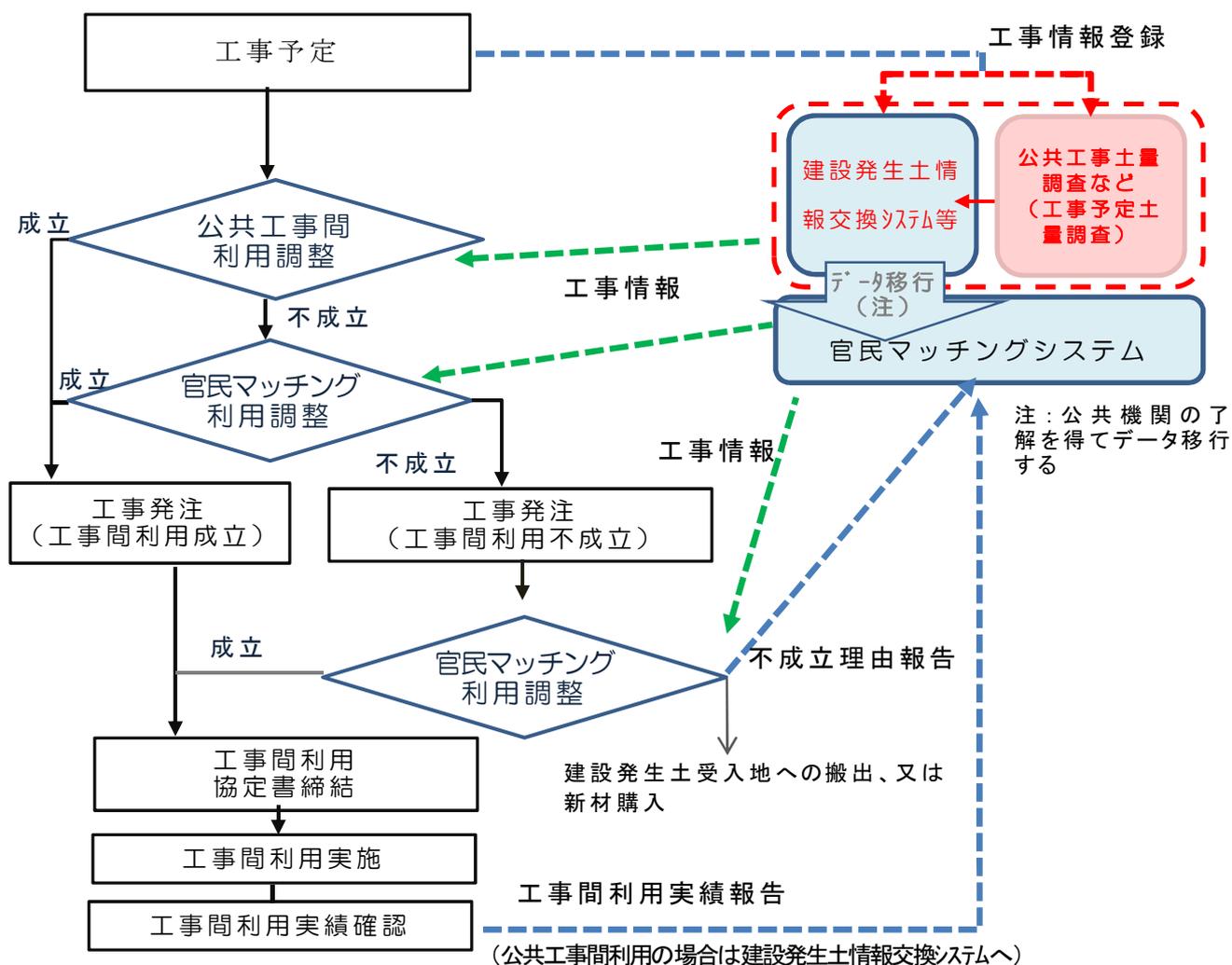
「公共工事土量調査」などによる工事予定情報を「建設発生土情報交換システム」等へ登録し公共工事間で利用調整を実施する。合わせて、「官民マッチングシステム」を用いて、民間工事と利用調整を実施する。

(2) 工事発注時

工事間利用が決定している場合は相手工事を明示して発注する。工事間利用が決定していない場合は、搬出先、調達先を仕様書等に明示するとともに、「官民マッチング対象工事であり、官民マッチングが成立した場合は、設計変更の対象となる」旨を明示する。

(3) 施工中、竣工後

工事発注後に官民マッチングが成立した場合は、設計変更協議する。竣工後、発注者は官民マッチング実施結果を確認し運営事務局へ実績報告する。



※関係機関との調整が必要な場合は利用調整に含む。

凡例： ———▶ 情報の流れ

———▶ 情報取得

図4-1 公共工事における工事間利用調整フロー

4-2 民間工事

民間工事では、元請者と下請者との契約締結後に工事間利用調整することが多いことを踏まえて、次図の調整フローを基本とする。

なお、工事着工前の早い時点での工事間利用調整がより望ましいことから、発注者と元請者との契約締結前後、元請者と下請者との契約前の工事間利用調整を妨げるものではない。

建築工事では工事契約後直ちに施工が開始されることから、工事間利用調整は、最短3週間程度を目安とし迅速な利用調整に努める。

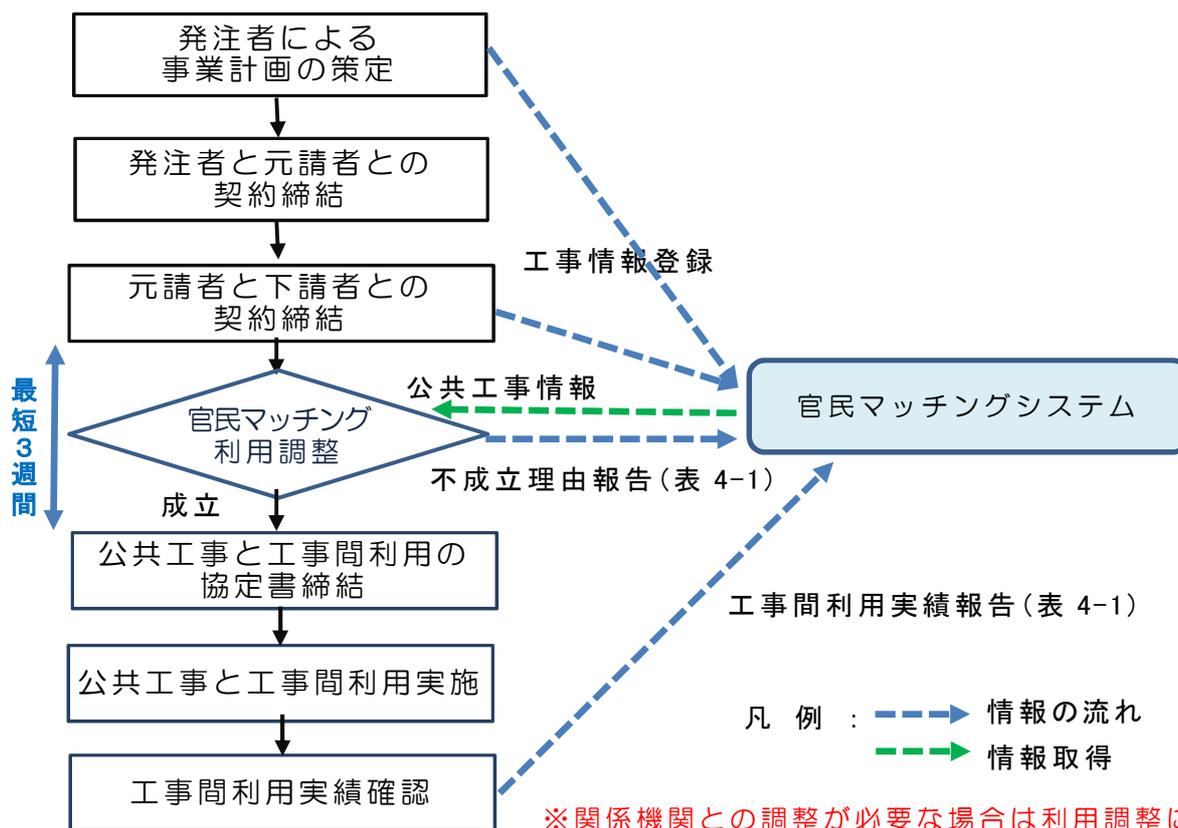


図4-2 民間工事における官民マッチング利用調整フロー

表4-1 マッチング利用調整状況・実施結果報告様式例

工事情報 詳細項目略	工事間利用実現有無 (いずれかの番号を選択してください)	工事間利用が実現しなかった理由 (いずれかの番号を選択してください)	最終的な搬出先 (いずれかの番号を選択してください)	最終的な調達先 (いずれかの番号を選択してください)	最終的な搬出先・調達先情報	
					所在地	名称
1 実現した 2 実現しなかった	1 2 3 4 5	1. 工期が一致する工事が無かった 2. 土質が一致する工事が無かった 3. 工期、土質が一致する工事はあったが、利用調整を試みなかった 4. 工期、土質が一致する工事はあったが、利用調整に相当の時間を要したため、工事間利用できなかった 5. その他	1. 他の工事現場 2. 現場内利用 3. 土質改良プラント 4. 建設発生土ストックヤード 5. 海面処分場 6. 民間内陸受入地 7. 公共内陸受入地	1. 他の工事現場 2. 現場内利用 3. 土質改良プラント 4. 建設発生土ストックヤード 5. 建設汚泥中間処理施設(建設汚泥改良土利用) 6. 新材利用		
記入例	2 (実現しなかった)	1 (工期が一致する工事が無かった)	3 (土質改良プラント)		東京都大田区	〇〇土質改良プラント

5 官民マッチングの実施手順

5-1 登録すべき情報

登録すべき情報は次のとおり。

表5-1 官民マッチングシステム登録情報

NO	区分	情報項目	工事区分		情報項目の内容
			搬出	搬入	
1	工事情報	機関名称	○	○	
2		電話番号	○	○	
3		部課係名	○	○	
4		役職名	○	○	
5		担当者名	○	○	
6		E-mail アドレス	△	△	
7	土量情報	工事名称	○	○	工事契約書等の工事名称を公表できない場合は仮称でも可とする。この場合は、工事契約書の写しを事務局に提出すること。(公共工事入札参加資格保有者以外の民間機関は参加登録時に工事契約書の写しを提出するため、再度の提出は必要ない)
8		施工場所住所コード	○	○	
9		施工場所	○	○	工事場所の代表地点の番地
10		仮置場有無	△	△	有、無、未定
11		搬出入区分	○	○	搬出、搬入
12		土量情報ランク	○	○	発注前、発注後
13		土量情報最終更新日時	○	○	土量情報最終更新日時
14		土工期(開始)	○	○	開始年月
15		土工期(終了)	○	○	終了年月
16		土量	○	○	m3
17	調整情報	土質区分	○	○	第1種から4種、泥土、不明・未定
18		土質情報	△	△	関東ローム、マサ土等
19		土壌分析調査有無	○	△	有、調査中、無 搬入側が、搬入側現場の原位置土において土壌分析調査が必要と判断した場合、「有」または「調査中」を入力する。
20		利用用途	△	○	
21	調整情報	利用調整申込期限(年月日)	○	○	公共工事の場合は公募期限
22		利用調整終了期限(年月日)	○	○	相手工事を決定する最終月日
23		特記情報	△	△	特記すべき情報があれば入力
24		添付PDF	△	△	土壌分析結果,その他証明書等の添付ファイル

注1: 網掛けの情報項目は
試行マッチング時の情報項目

2; 工事区分の○: 必須項目

△: 任意項目

—: 該当しない項目

搬入(利用)用途	
コード	コード内容
1	工作物の埋戻し
2	建築物埋戻し
3	道路(路床)盛土
4	土木構造物の裏込め
5	道路路体盛土
6	河川築堤(高規格堤防)
7	河川築堤(一般堤防)
8	土地造成(後継・緑地造成)
9	土地造成(宅地造成)
10	水面埋立
11	農地用(盛り土)
12	農地用(作土)
13	鉄道盛土
14	空港盛土
99	上記以外の搬入用途

<登録すべき情報の解説>

NO09:工事場所

- ・工事場所の代表地点の所在地を番地まで入力。この情報をもとに位置情報(緯度経度)を取得。
- ・番地のない埋立地等の場合はこの限りではない。(例;「〇〇地先」など)

NO10:仮置場有無

- ・工事現場内外を問わず利用できる仮置場があれば「有」を入力する。
- ・官民マッチングで利用できる仮置場の条件は「2-3(2)」に示すとおり。

NO17:土質区分、NO18:土質情報

- ・搬出工事では、搬出土砂の土質区分、搬入工事では希望する土質区分のうち最も低品質な区分(例:第一種、第二種、第三種建設発生土のいずれでもよい場合は「第三種建設発生土」とする)とする。
- ・関東ローム、マサ土など具体的な土質名がわかれば土質情報に入力する。

NO19:土壌分析調査有無

- ・土壌分析調査結果があれば「有」を入力し、NO24 に分析結果PDFを添付する。
- ・調査中の場合は NO23 に土対法の汚染土壌区域に含まれていないことを確認しているか否かを入力する。

NO20:利用用途

- ・搬入工事では土砂の利用用途(コード)を入力する。
- ・搬出工事では、搬出土が利用可能と思われる利用用途(コード)を入力する。

NO21:利用調整申込期限、NO22:利用調整終了期限

- ・「利用調整申込期限」=「利用調整終了期限」-(利用調整期間)

なお、利用調整期間は、現地確認を含めた確認・調整に要する時間及び土壌分析試験に最短でも3週間を要することから、3週間以上とすることが望ましい。

例:「利用調整終了期限」が6月30日の場合、利用調整期間を3週間とすると「利用調整申込期限」を6月9日とする。

- ・「利用調整終了期限」には、施工計画における土工事開始時期に基づき、相手工事の現場・土質確認、工事間利用条件調整等に要する時間を考慮し、相手工事を決定したい月日を入力する。
- ・「利用調整申込期限」には、相手工事を決定したい「利用調整終了期限」を基準として利用調整期間を考慮し、利用調整候補工事を絞り込む期限を入力する。
- ・「公募方式」により相手工事を決定する場合は、「利用調整申込期限」には公募申し込期限を入力する。

NO23:特記情報

- ・工事間利用に際して、特に留意すべき事項があれば入力する。

例)土砂搬入時間8時から18時まで。

運搬ルート指定有り

土質別数量と搬出期間

NO24:添付PDF

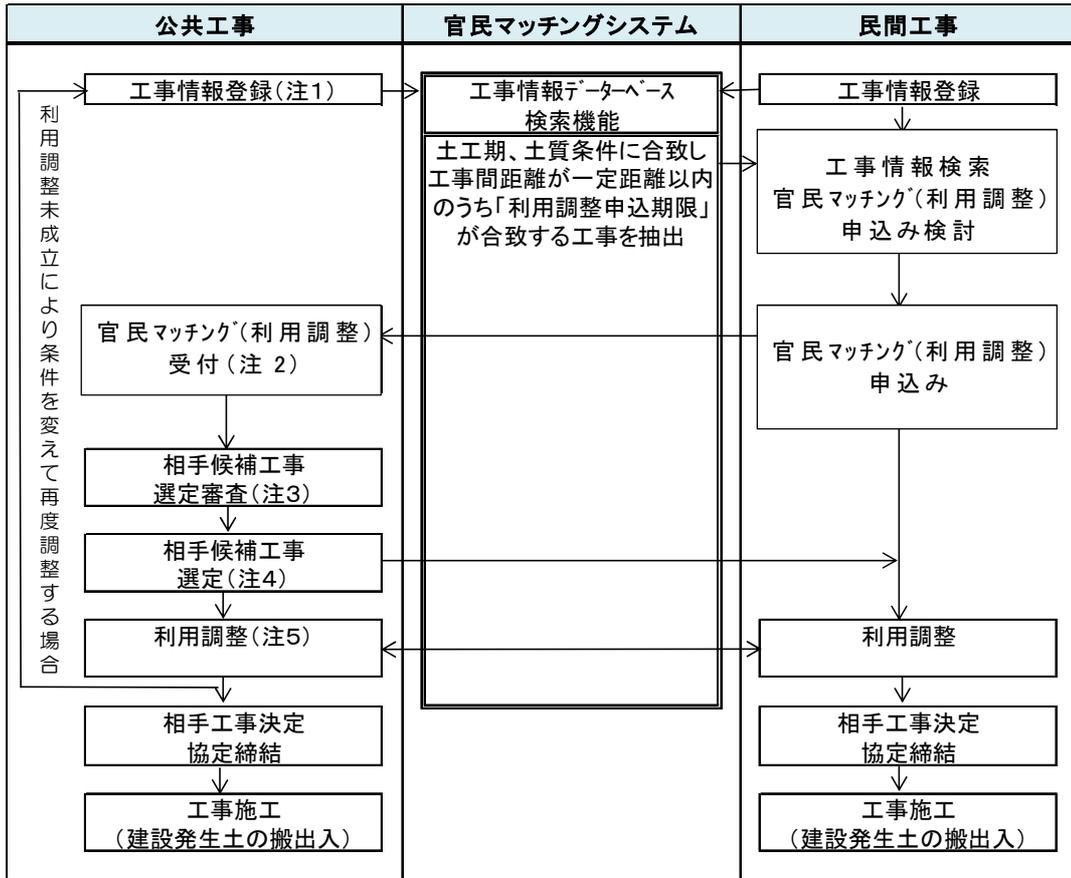
- ・土壌分析調査結果が有る場合は、土質試験結果及び土壌分析試験結果のPDFを添付する。その他、「発生元証明書」、「土壌調査資料採取報告書」、「土質柱状図」等工事間利用調整に必要な詳細情報があれば、PDFを添付する。

5-2 公共工事においてマッチング候補を選定するための手続き

公平性、透明性を確保する観点から、公共工事の工事間利用の相手工事となる民間工事については、「公募」方式により選定する方法がある。

官民マッチングシステムは、「公募」に準じる民間工事を選定する方式であり、公共工事においては、図5-1により「公募」方式によらずとも工事間利用の相手候補(マッチング候補)となる民間工事を選定することができる。

図5-1 官民マッチングにおける民間工事(利用調整相手候補工事)の選定方法



(注1)工事情報登録

官民マッチングシステムへ工事情報登録すると同時に、通常の公募と同様にHPで公募公告することを妨げない。官民マッチングと公募方式を併用する場合の公募公告例を参考資料5に示す。

(注2)官民マッチング(利用調整)受付

官民マッチングの民間機関については、登録時に資格審査済であるため、資格審査を省略できる。

(注3)相手候補工事選定審査

複数の民間工事から利用調整の申し込みがあった場合の選定審査における評価項目・基準の例を表5-2に示す。

表5-2のような評価基準により民間工事を評価し、得点順に3工事程度を選定し、得点上位から具体的な利用調整を進める。

表5-2 相手候補工事選定評価項目、評価基準、配点例

評価項目	基準	配点
(1)一か月に搬入する計画土量	8,400 m ³ 以上	10
	6,000 m ³ 以上 8,400 m ³ 未満	7
	3,000 m ³ 以上 6,000 m ³ 未満	5
(2)運搬事業者	運搬事業者の申込事業者(元請業者又は下請業者)	10
	申込事業者以外	3
(3)搬出場所から搬入場所までの距離	50km以内	5
	60km以内	3
	70kmを超える	1
(4)運搬経路に配置する交通整理員の数	2人以上	5
	1人	3

(注4)利用候補工事選定

官民マッチングと公募方式を併用し、HPにおいて公募した場合は、審査(候補工事選定)結果はHP上でも公表する。

(注5)利用調整

利用候補工事が複数の場合は、選定上位工事から利用調整を進める。

利用調整項目の例は5-3に示す。

利用調整が不成立の場合で再度、利用調整する場合は、条件を変えて工事情報登録をする。

5-3 マッチング相手を確定するための手続き

工事間利用候補工事との利用調整事項は次を基本とし、合意事項を協定書にとりまとめる。

①搬出工事現場確認

搬出工事現地にて土質性状を確認するとともに、土質試験結果、土壌分析試験結果等を用いて詳細な土質性状を確認する。また、柱状図等で土量の見込みを確認する。

搬出工事周辺状況および運搬経路を確認する。

②搬入工事現場確認

搬入工事現地にて、地盤状況を確認するとともに、周辺状況及び運搬経路を確認する。

③仮置場の確認

仮置場を利用する場合は、2-3(2)の建設発生土を適正に管理できる体制が整備されているかを確認する。

④工事間利用の具体的スケジュール調整・確認

搬出工期、搬入工期及び運搬経路・距離・時間・回転数(日運搬量)を詳細に検討し、工事間利用期間、土量、日最大土量を確認する。

⑤作業・費用・責任分担確認

官民マッチング実施に必要な作業をリストアップし、搬出工事、搬入工事それぞれの作業分担を確認する。費用及び責任分担については、作業分担に対応するのが通常であるが双方協議により分担を確認する。

特に、土質性状が事前確認時と異なった場合の対応^{※1}、施工後に搬入土質に問題が生じた場合の対応^{※2}についても双方協議により確認しておくことが望ましい。

※1:参考資料1の協定書例第6条4項に示すように、搬入時点で土質性状が事前確認時と著しく異なった場合は、搬入工事側が受け入れを拒否できるのが一般的であり、この場合、搬出工事側が建設発生土を持ち帰る必要がある。

※2:瑕疵担保責任については、「6 官民マッチング協定書の記載事項」(2)に示すように、民法の規定による対応を原則とする。

6 官民マッチング協定書の記載事項

官民マッチングの協定書で定める事項は搬出工事、搬入工事双方協議して定めるのが原則であるが、協定書の記載事項は次を基本とする。

なお、建設発生土の搬入工事の工事場所又は建設発生土の仮置き場が土砂堆積等に関する条例を制定している自治体の場合は、条例の内容と整合を図った記載が必要である。

協定書例を参考資料1に示す。

表6-1 官民マッチング協定書記載事項

NO	項目	区分	取り決め内容など
1	目的	基本	・協定締結の目的
2	搬入土量及び搬入場所	基本	・搬入場所は図面にて明確化する ・土量は千m ³ もしくは万 m ³ 単位とし、原則として地山土量に換算した数量とする ・土量を保証するものではないこと、及び必要に応じて双方協議の上、土量を変更できる条項を入れる(任意)
3	搬入期間(及び時間)	基本	・搬入期間は工事状況に応じて月又は日単位とする ・必要に応じて搬入時間を規定する(任意) ・必要に応じて双方協議の上、期間・時間を変更できる条項を入れる(任意)
4	施工及び責任区分	基本	・施工区分は双方協議によるが次を基本とする 搬出工事側：土質・土壌試験、搬出場所から搬入場所までの運搬 搬入工事側：搬入場所及び搬入土の管理 ・施工区分に対応した責任区分とする ・仮置場を利用する場合はその施工区分を定める
5	費用負担	基本	・施工区分に応じた費用負担を原則とする
6	搬入条件	基本	・搬入土の搬入条件を定める 搬入土の目的外使用禁止 運搬経路 搬入時の土質が事前確認と異なった場合の対応
7	搬入土量の確認	基本	・搬入完了時の土量は双方立会いのもとで検収することを原則とする ・検収方法(測量など)を定める ・必要に応じて、必要土量を確保できない場合への対応方法を定める(任意)
8	権利義務の譲渡	基本	・権利義務の第三者への譲渡禁止を定める
9	協定解除	任意	・必要に応じて、協定条項に違反した場合に協定解除できることを定める。
10	法令違反	任意	・必要に応じて、法令違反への対応を定める ・施工・責任区分に応じた対応が原則
11	瑕疵担保責任	任意	・必要に応じて、搬入土の土質性状に関する瑕疵担保責任を定める
12	その他	基本	・協定事項以外への対応は双方協議して定める

(1) 土質試験、土壌分析試験について

1) 土質試験

発生土の土質性状に関する試験は、国土交通省「発生土利用基準」(平成 18 年 8 月 10 日)に定められた試験項目、試験方法によるものとする。なお、搬出工事、搬入工事双方が合意すれば、土質試験結果によらずとも、柱状図等土質性状がわかる資料等を用いて土質性状を確認してもよい。

2) 土壌分析試験

官民マッチングにおいては、土壌分析試験を実施することを原則とし、試験内容は土壌汚染対策法の試験方法^{注1}を基本として、工事場所が土砂に関する条例を制定している場合は条例に定められた試験方法等も踏まえて、搬出工事と搬入工事双方協議の上、試験項目、方法、頻度等を決定するものとする。

注1: 土壌溶出量試験(平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号)、土壌含有量試験(平成 15 年 3 月環境省告示第 19 号)、地下水試験(平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号)、その他の方法として全含有量試験

※環境省水・大気環境局土壌環境課: 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第 2 版)、Appendix-3、土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法及びその解説、2012、
環境省ホームページ https://www.env.go.jp/water/dojo/gl_ex-me/pdf/11_appendix-1.pdf

(2) 搬入土の土質性状に関する瑕疵担保責任について

土質・土壌の性状は、工事場所内で平面的に又地表下深度方向にも均一であることはまれであるが、土質調査・土壌分析調査は、一定面積、一定土量ごとに行うものである。したがって、掘削後の建設発生土の土質・土壌性状が、事前の調査結果と異なる場合があることを否定できない。また、建設発生土搬入後の施工方法あるいは構造物等の影響により、土壌含有物の性状が変化する可能性もある。

このようなことから、工事完了後に搬入土が自然由来重金属等汚染土であることが判明する「瑕疵」が想定される。

官民マッチングにおいては、(1)に示すように土質試験、土壌分析試験方法等について、搬出工事、搬入工事が事前に協議・合意し、建設発生土の品質が適正であることを確認・合意した上で無償(無料)で工事間利用するものである。

建設発生土代金を無料で工事間利用する場合、「贈与契約」に相当し、贈与契約における瑕疵担保責任は、協定書に定めがない場合は、搬出者は搬出した建設発生土の瑕疵について、その責任を負わないとする民法 551 条の規定が適用される。

官民マッチングにおける搬入土の土質性状に関する瑕疵担保責任については、搬出者は搬出した建設発生土の瑕疵について、その責任を負わないとする民法に則り対応することを原則とするが、それ以外の対応が必要となる場合は協定書で定めることとする。

(協定書の記載項目としては任意事項とする)。

＜民法における贈与契約の瑕疵担保責任＞

(贈与者の担保責任)

第五五一条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。

- 2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

＜参考＞

土砂を購入する(購入土)場合は、「売買契約」に相当し、売買契約における瑕疵担保責任は商法 526 条で次のとおり定められている。

＜商法における売買契約の瑕疵担保責任＞

(買主による目的物の検査及び通知)

第五二六条 商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物に瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を發しなれば、その瑕疵又は数量の不足を理由として契約の解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができない。売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある場合において、買主が六箇月以内にその瑕疵を発見したときも、同様とする。

- 3 前項の規定は、売主がその瑕疵又は数量の不足につき悪意であった場合には、適用しない。

＜土地売買における土壤汚染の瑕疵該当性＞

1 裁判例

(1)東京地裁平成 28 年 11 月 25 日判決

本件売買契約の目的がマンションの分譲事業であり、本件土地から自然由来の砒素が出た場合について売主が瑕疵担保責任を負う上限額と期間が定められていた事案において、法令の基準値を超える砒素が検出され、砒素を基準値以下にすることなく本件土地に分譲用マンションを建築する工事を行うことが事実上できなくなったことについて、本件売買契約の目的達成に支障が生じたとして、瑕疵該当性が認められている。

(2) 東京地裁平成 27 年 8 月 7 日判決

土地及び建物が一般競争入札により買い受けられた事案で、土地から土壤汚染対策法の定める規制基準値を上回る特定有害物質(フッ素及び鉛)が検出されたところ、本件契約の当事者間においては、買主として予見可能な程度の汚染又は工場用地等としての利用に当たり支障を生じない汚染については、それらが存在しないことが本件土地の品質として予定されていたとは認められず、他方、予見できない程度の汚染であり、かつ工場用地等としての利用に支障を生じさせる汚染については、これが存在しないことが予定されていたものと認められるという瑕疵該当性の判断基準を立て、結論として、フッ素については、本件土地において広範囲に自然由来のフッ素汚染が存在する可能性があることは、調査報告書においても明記され認識可能であったものと認められるため、自然由来か人為的汚染かを検討するまでもなく、買主において予見不可能な程度のものであったとはいえないとして、瑕疵該当性が否定されている。

他方で、鉛については、本件土地上にかつて海軍の軍需工場があった事情から、本件土地の広範囲にわたり鉛が存在する可能性があることは予見可能であったと認められるが、調査結果から、土壤含有量基準値を上回るような鉛汚染が存在することまでは予見不可能であったものとして、瑕疵該当性が認められている。

(3) 奈良地裁平成 23 年 9 月 30 日判決

購入した土地に環境基準値を大きく超える「鉛及びその化合物」で汚染されていた事案において、買主が容易に汚染を知ることができたとして、瑕疵該当性が否定されている。なお、契約当時、「鉛及びその化合物」は有害物質として規制対象とされていなかったことも指摘されている。

2 裁判所の判断枠組み

不動産売買での土壤汚染に関する瑕疵該当性の要件は、「隠れた瑕疵」と評価されることであり、具体的には、上記裁判例を整理すると、以下の3要素が満たされることによって瑕疵該当性が認められる。

- ① 環境基準適合性: 確認された土壤汚染が環境基準値を上回っているか。
- ② 契約内容: 確認された土壤汚染によって契約目的に照らした土地利用に支障が生じたか。
- ③ 予見可能性: 契約時の情報から土壤汚染の存在を認識し得なかったか。

協定書例

(Aは公共工事発注者, Bは民間工事の元請者)

A(以下「甲」という。)とB(以下「乙」という。)とは、甲が施工するX工事に伴う建設発生土を、乙が施工するY工事に搬入することに関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が施工するX工事に伴う建設発生土を、乙が施行するY工事に搬入するために必要な事項を定め、関係事務等の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(搬入土量及び搬入場所)

第2条 搬入土の数量は〇m³(地山土量)とする。

2 搬入場所は別添図面の場所とする。

3 甲は第1項の数量を保証するものではない。また、工事等の必要あるいはその他の事由により、甲乙協議のうえ、第1項の数量を増減することができる。

(搬入期間及び時間)

第3条 搬入期間は、〇〇年△×月から〇×年△〇月までとする。また、その搬入時間は午前〇時から午後〇時までとする。

2 天候等及び工事等の必要あるいはその他の事由により、甲乙協議のうえ、第1項の期間及び時間を変更することができる。

(施工及び責任区分)

第4条 甲及び乙の工事の施工区分は、次の各項によるものとし、施工区分においてその責任を負うものとする。

2 甲は、搬出現場にて乙へ搬入する建設発生土の土質性状及び環境安全性にかかわる調査・試験を行う。調査・試験方法などについては、甲乙協議によるものとする。

3 甲は、搬入場所までの建設発生土の運搬、運搬路の安全管理を行う。

4 乙は、搬入土及び搬入場所の管理(交通誘導員の配備を含む)を行う。

(費用負担)

第5条 甲及び乙は第4条の施工区分に応じて費用負担するものとする。

2 乙は無償で甲の建設発生土を受け入れるものとする。

(搬入条件)

第6条 乙は、搬入土についてY工事の施工以外の目的に使用してしてはならない。

2 搬入土の土質性状については、搬入開始前までに甲乙が確認し承諾するものとする。

3 搬出現場から搬入現場までの運搬経路について、交通状況などによる変更対応を含め、甲乙双方協議によるものとする。

4 搬入土の土質性状が、搬入時に第2項で確認承諾した性状と著しく異なる場合は、乙は搬入を拒否できる。この場合、甲は建設発生土を持ち帰らなければならない。

(搬入土量の確認)

第7条 搬入土量の確認は、全数量搬入完了後に搬出場所及び搬入場所の検収を甲乙双方の立会いのもとで行うものとする。

2 数量の検収方法は甲乙協議の上で定めるものとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、この協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(協定解除)

第9条 甲又は乙は、相手方が本協定に定める条項に違反したために契約の目的を達することができないと認められる場合は、事前に相手方に通告した上で本協定を解除することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定により本協定を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

(法令違反)

第10条 甲及び乙は、第4条に定める施工区分において法令違反などが生じた場合は、第4条に定める施工区分に応じて責任をもって対応するものとする。

(瑕疵担保責任)

第11条 乙は、搬入土の品質性状に瑕疵があった場合、その瑕疵及び瑕疵に起因して生じる一切の負担を負う。ただし、甲は、当該瑕疵を事前に知っていた場合に限り、それに起因して生じた負担を負う。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めることとする。

以上、この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

○×年×○月△○日

甲 Aの住所

A

A責任者

印

乙 Bの住所

B

B責任者

印

・1条から8条までは基本項目とする。条項の内容は、例を参考に双方協議により決定する。
・9条から11条は任意項目であり、内容を含め協定書に記載するかどうかは双方協議による。

協 定 書

国土交通省 [] {以下「甲」という。} と [] 土地区画整理組合（以下「乙」という。）とは、甲が施行する [] 掘削工事（ [] ）に伴う発生土を、乙が施行する [] 区画整理事業区域（以下「組合事業区域」という。）に受入れることに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が施行する [] 掘削工事（ [] ）に伴う発生土を、乙が施行する組合事業区域に受入れるために必要な事項を定め、関係事務等の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

（受入数量及び受入場所）

第2条 受入する発生土の数量は約 23,000 m³（地山土量）とし、受入の場所は別添図面の場所とする。

但し、甲は協定締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、又は、明らかにコスト的に有利な受入者があった場合は、そちらへの搬出を優先するため、乙が受入する発生土の数量を保証するものではない。

（受入の期間）

第3条 受入の期間は、平成28年10月中旬から平成29年2月下旬までとする。

（施工区分）

第4条 甲及び乙の工事の施工区分は、次の各項によるものとする。

- 2 甲は、受入場所までの発生土の運搬、受入場所での仮置き土処理、及び、運搬路の仮設備、安全管理（交通誘導員の配備等）を行う。
- 3 乙は受入場所の運営・管理を行うものとする。

（費用負担）

第5条 甲及び乙の工事に要する費用負担は下記のとおりとする。

- 甲の費用負担：発生土の運搬、仮置き土処理に要する費用運搬路の仮設備、安全管理に要する費用
- 乙の費用負担：受入土を使用して施工する工事等に要する費用引渡しを受けた受入土の管理に要する費用

なお、甲は乙に対し、発生土を無償で引き渡すものとする。

（土質・土壌調査の実施）

第6条 甲は、作業の実施前までに発生土の土質調査を行い、その結果を乙に報告し受入れ

について承諾を得るものとする。

2 なお、乙の受入れ作業中に、発生土の土質状況に著しい変化が見られた場合には、乙は甲に運搬の中断若しくは中止を指示することが出来るものとする。

3 また、甲・乙は、発生土から廃棄物や汚染土壌を確認した場合には、速やかに作業を中断し、関係機関（保健所等）へ通報するとともに、関係機関と協議のうえ廃棄物処理法、土壌汚染対策法の規程を遵守し、適正に処理するものとする。この場合の処理は、甲が行うものとする。

4 乙は甲以外の事業者から発生土を受け入れる場合、当該事業者に対しても上の各項と同様の対応をさせるものとする。

（内容の変更）

第7条 本協定の内容を変更する必要がある場合は、書面をもってあらかじめ甲・乙が協議するものとする。

（第三者損害）

第8条 本協定期間中、甲・乙各々の作業に起因して発生した第三者に対する損害については、甲・乙各々が責任を持って処理するものとする。

（運搬路の補修）

第9条 甲は、受入地までの運搬路として使用した道路を損傷させた場合は、甲が当該道路管理者と協議のうえ、甲の負担において補修を行うものとする。

（発生土の利用）

第10条 乙は、甲から受け入れた発生土を当該土地区画整理事業区域内の造成に使用するものとし、それ以外の目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは受け入れ完了後も同様とする。

（作業の終了）

第11条 作業の終了は、甲・乙双方が受入場所の出来形確認を行い、甲・乙双方の合意を持って終了する。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙が協議して定めるものとする。

以上、この協定の証として、本書2通を作成し、甲・乙がおのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年10月7日

甲 国土交通省 [] 地方建設局

[] 事務所長 []

乙 [] 土地区画整理組合

理事長 []

工事と本事業の
建設発生土の搬入に関する確認書

事務所(以下「甲」という。)と設共同企業体
ド作業所(以下「乙」という。建設(解体工事作業所(以下「柄」という。))
は、甲が発注し、乙が施行「建築工事(以
「建築工事」という。)に伴う建設発生土を、丙が施「本事業
下「事業」という。)に搬入することについて、次のとおり確認する。

(目的)

第1条 本確認書は、甲の「建築工事」の建設発生土を、丙「本事業」へ搬入するにあたり、費用負担等の基本的事項を確認し、各々の事業を円滑に実施することを目的とする。

(相互協力)

第2条 甲、乙及び丙は、事業の適正かつ円滑な実施について相互に協力するものとする。

(適用範囲)

第3条 本確認書の適用範囲は別添図-1、別添図-2及び別添図-3に示す範囲とする。

(工事の施行内容)

第4条 甲の施行は、別添図-1に示す発生場所及び、別添図-2に示す仮置き場から別添図-3への建設発生土5千百立方メートルの運搬、搬入までとする。なお、搬入後完了は、丙の確認を受けることとする。

2 甲は、別添図-3に示す「本事業」への建設発生土の搬入を確認書締結後の、2平8成年7月4日から9月までの期間に施行するものとする。

3 甲は、別表-1に示す建設発生土の性状に関する土壌分析試験を実施し、その試験結果を丙に報告することとする。

4 丙は、前項の試験結果が別表-1に示す受入基準を満足しない場合は、当該建設発生土の受入の中止又は除去することを、甲及び乙に通知することとする。

(費用負担)

第5条 建設発生土について、丙は無償で受け入れるものとする。

2 「本事業」へ建設発生土を搬入する際の「本事業」周辺の交通整理員の配置に要する費

確認書

国土交通省[]事務所が事業を行う[]工区[]（以下、[]事業という）盛土材について、関係者間の円滑な施工のため搬出元である[]工事事務所（施行者（株）[]）」と下記事項の確認を行なった。

記

1. 盛土材採取地の地主である[] から、採取土の運搬先を含む処理を一任されているのが、[]工事事務所（施行者（株）[]）」（以下、施行者（株）[]という）である。
2. 盛土材の運搬については、施行者（株）[]が費用を負担し、運搬に関わる作業の監理業務を行う。
3. 盛土材の運搬の時期、供給数量等について、施行者（株）[]と[]事業の工事受注者（以下、[]工事受注者という）により、詳細の打合せを行う。
4. 盛土材を運搬する際に通行する国道[]線の通行規制等については、[]事務所の監督のもと、[]工事受注者で行う。
5. 盛土材の運搬作業における一般通行車等との事故防止として、施行者（株）[]は、運搬車両の待避場所の指導や、[]線に運搬車両が集中しないよう運搬作業を指導する。
6. 上記以外の項目について確認が必要な場合は、[]持出張所長、（株）[]工事事務所長、[]工事受注者の3者にて打合せを行い、調整する。

平成27年8月26日

確認者

国土交通省[]持出張所長 署名：

（株）[]工事事務所長 署名：

[]工事受注者 []（株）現場代理人 署名：

契 約 書

■■■■■■■■■■ 事務所（以下「甲」という。）と ■■■■■■■■■■ 組合 ■■■■ 支所（以下「乙」という。）とは ■■■■■■■■■■ 工事（以下「工事等」という。）の施工に伴い発生する土砂の搬入について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、工事等により発生する土砂を処理するため、その一部を乙の掲示する場所へ搬入する事に関し、運搬方法及び運搬条件など必要な事項を定める事を目的とする。

（搬入場所）

第 2 条 乙の掲示する土砂搬入場所は、■■■■■■■■■■ 事業地内（地番； ■■■■■■■■■■ 番ほか）とする。

（搬入数量）

第 3 条 土砂の数量は、概ね 5, 000m³ とする。

2 搬入する土質は、泥炭及び液性限界を超えているヘドロ状の土以外とする。

3 甲は、工事等の必要、あるいはその他の事由により、甲乙協議のうえ、第 1 項の数量を増減する事ができる。

（搬入期間及び時間）

第 4 条 土砂の搬入期間は、概ね平成 17 年 7 月 19 日から平成 17 年 8 月 31 日までとし、又、搬入時間は午前 6：00 から午後 5：00 までとする。この場合、甲は必要に応じて、搬入計画を乙に通知し、その確認を図るものとする。

2 甲は、工事等の必要、あるいはその他の事由により、甲乙協議のうえ、第 1 項の期間及び時間を変更する事ができる。

（費用の負担）

第 5 条 土砂の搬入及び均し等は、乙の費用で実施する。

（搬入の条件）

第 6 条 乙は、搬入土砂についての目的外使用を行ってはならない。

2 搬入引渡後の土砂にかかる防災及び苦情等については、乙が一切の責任を負うものとする。

3 乙は、土砂搬入にかかる運搬トラックの指示・導誘員を、期間中 1 名以上配置するものとする。

(運搬数量の確認)

第7条 搬入数量の確認は、全数量搬入完了後に搬出場所及び搬入場所の検収を、甲乙双方の立会のもとで行うことにより確認するものとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を、第3者に譲渡してはならない。

(土地所有者との関係)

第9条 土砂の搬入に対する土地所有者との関係及び隣接地所有者の関係は、すべて乙の責任範囲とし、甲は土砂の搬出以外の一切の責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める条約項に違反し、契約の目的が達せられないと判断した時は、この契約を解除する。

(関係法令の処理)

第11条 甲の土砂搬入に伴い、関係する諸法令の規定のうち、搬出入口部及び事業地内に関する届出等については、乙の責任において実施するものとする。

(その他)

第12条 この契約に定めない事項、又は、この契約の内容について疑義を生じた時は、その都度甲乙協議のうえ決定する。

平成 17 年 7 月 15 日

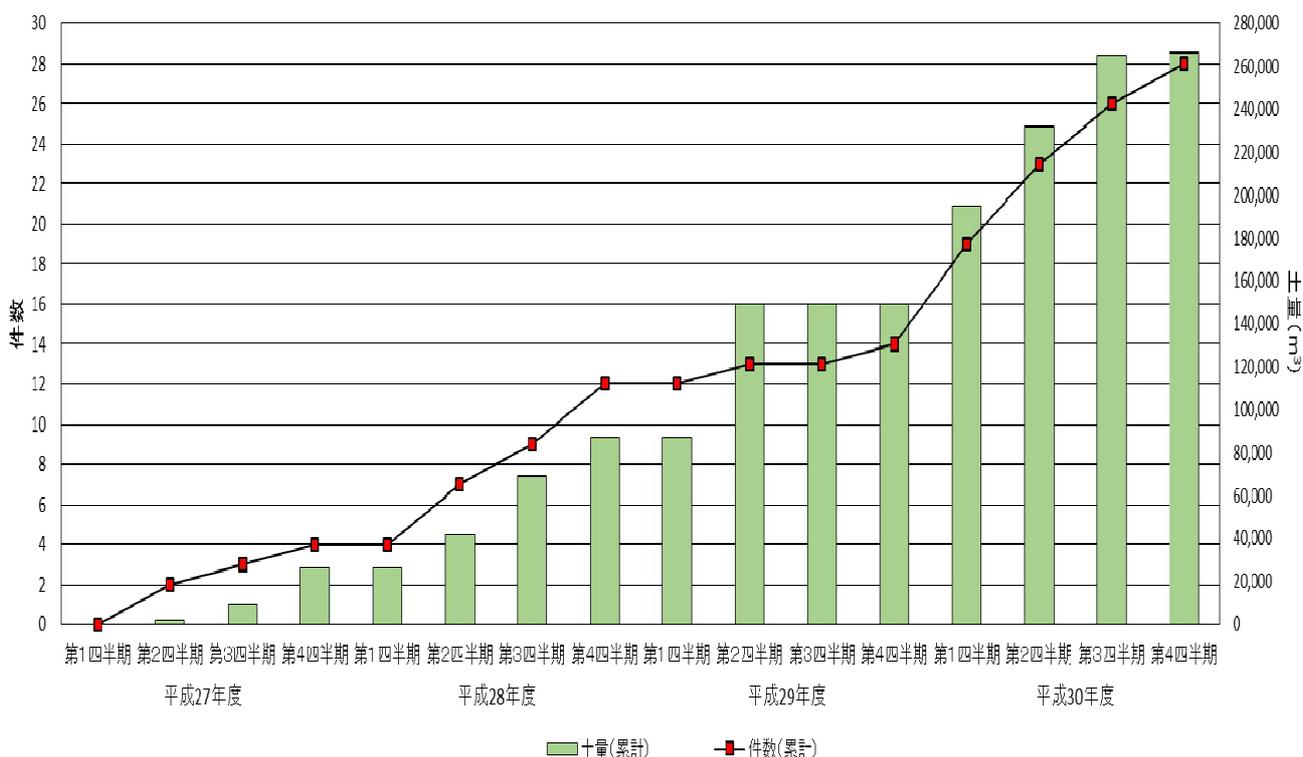
甲 [redacted]
[redacted]
[redacted] 事務所長 [redacted]

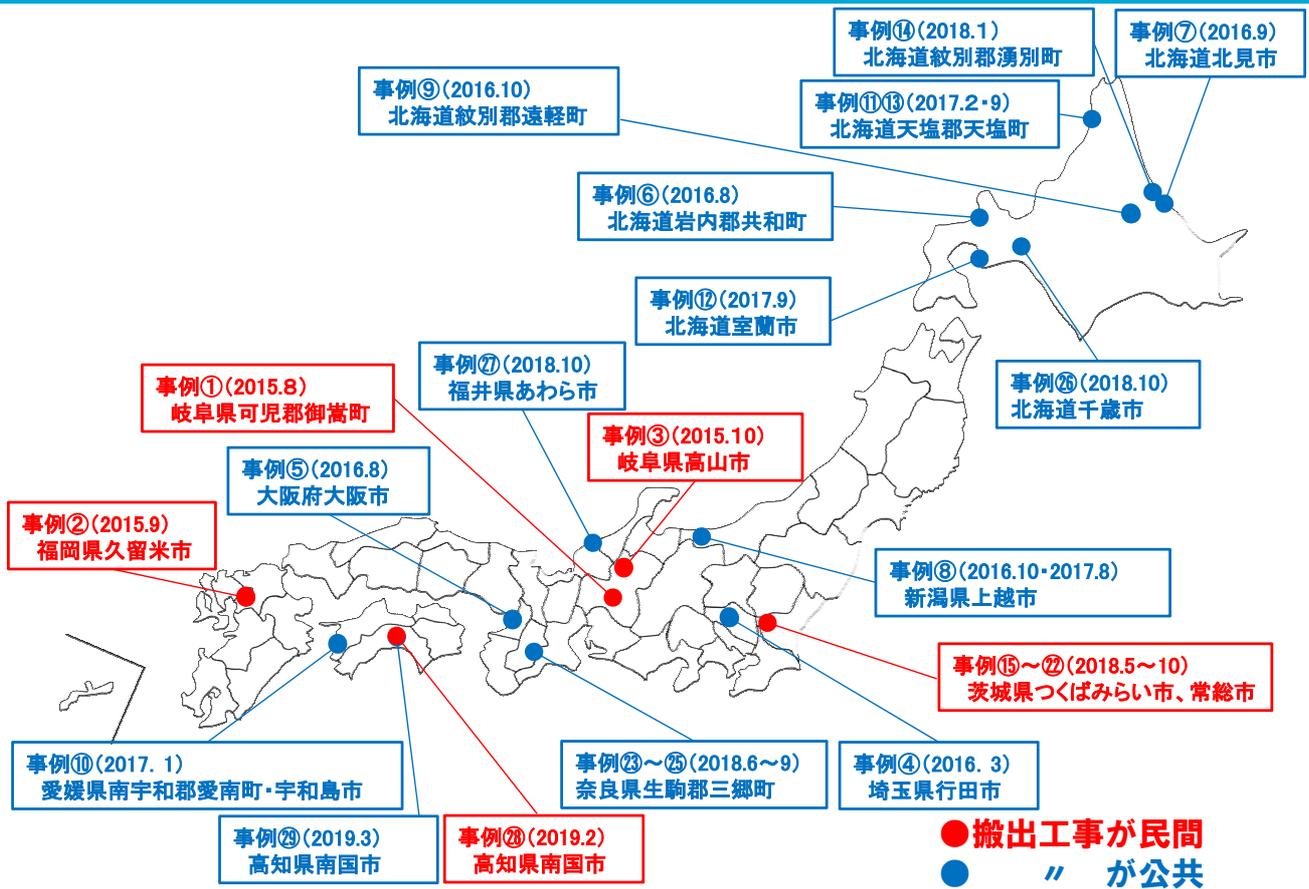
乙 [redacted]
[redacted]
[redacted] 支所長 [redacted]

■平成31年3月時点で、**29件、約27万m³**のマッチングが実現。

事例	調整年月	搬出工事		搬入工事		現場間 距離(km)	土量(m ³)		
		機関	工事場所	機関	工事場所				
①	2015.8	全建加盟企業	岐阜県可児郡御嵩町	国土交通省	岐阜県可児郡御嵩町	7	815		
②	2015.9	日建連加盟企業	福岡県久留米市	国土交通省	福岡県久留米市	0.3	1,000		
③	2015.10	日建連加盟企業	岐阜県高山市	国土交通省	岐阜県高山市	6	7,548		
④	2016.3	地方自治体	埼玉県行田市	全建加盟企業	埼玉県羽生市	5	17,000		
⑤	2016.8	地方自治体	大阪府大阪市	日建連加盟企業	大阪府大阪市	9	7,115		
⑥	2016.8	地方自治体	北海道岩内郡共和町	その他民間	北海道岩内郡共和町	1	450		
⑦	2016.9	国土交通省	北海道北見市	その他民間	北海道北見市	0.2	8,000		
⑧	2016.10	国土交通省	新潟県上越市	その他民間	新潟県上越市		23,000		
	2017.8					5	4,600		
	2017.8						7,000		
⑨	2016.10	電力会社	北海道紋別郡遠軽町	その他民間	北海道紋別郡遠軽町	5	4,000		
⑩	2017.1	国土交通省	愛媛県南宇和郡愛南町	全建加盟企業	愛媛県宇和島市	18	660		
			愛媛県宇和島市			19	540		
⑪	2017.2	国土交通省	北海道天塩郡天塩町	その他民間	北海道天塩郡天塩町	6	7,700		
⑫	2017.3	国土交通省	北海道室蘭市	全建加盟企業	北海道室蘭市	12	9,700		
⑬	2017.9	国土交通省	北海道天塩郡天塩町	その他民間	北海道天塩郡天塩町	10	25,000		
				その他民間	北海道天塩郡幌延町	10	25,000		
⑭	2018.1	国土交通省	北海道紋別郡湧別町	その他民間	北海道紋別郡湧別町	4	200		
⑮	2018.5	民間受注者	埼玉県坂戸市	国土交通省	茨城県つくばみらい市 茨城県常総市	68	760		
⑯	2018.5	民間受注者	東京都千代田区			62	17,000		
⑰	2018.5	民間受注者	東京都文京区			46	26,000		
⑱	2018.5	民間受注者	茨城県つくば市			12	1,800		
⑲	2018.7	民間受注者	東京都品川区			60	24,400		
⑳	2018.8	民間受注者	茨城県つくば市			24	1,800		
㉑	2018.9	民間受注者	東京都板橋区			42	9,700		
㉒	2018.10	民間受注者	栃木県小山市			33	7,400		
㉓	2018.6	地方自治体	奈良県生駒郡三郷町			民間受注者	奈良県生駒郡安堵町	8	600
㉔	2018.7					民間受注者	大阪府茨木市	40	900
㉕	2018.9			民間受注者	奈良県大和高田市	12	2,000		
㉖	2018.10	国土交通省	北海道千歳市	民間受注者	北海道苫小牧市	2	5,900		
㉗	2018.10	国土交通省	福井県あわら市	民間受注者	福井県あわら市	1	20,000		
㉘	2019.2	民間受注者	高知県南国市	国土交通省	高知県南国市	4	400		
㉙	2019.3	国土交通省	高知県南国市	民間受注者	高知県南国市	5	500		

■マッチング実現件数と土量の推移





【事例③】 中部地方での有効利用

■ 民間工事からの建設発生土を公共工事の盛土材として使用

《搬出側(民間)》

建築物の地下空間の建設工事で大量に発生する建設発生土



【登録条件】
登録土量: 20,000m³
土工期: 2015年9月~2015年11月
土質区分: 第3種建設発生土

《搬入側(公共)》

道路の路体用盛土として建設発生土を利用



【登録条件】
登録土量: 30,000m³
土工期: 2015年9月~2015年12月
土質区分: 第1種建設発生土

約7,500m³利用
利用時期: 2015年10月

■公共工事からの建設発生土を民間工事の埋め戻し材として使用

《搬出側(公共)》

地方公共団体が発注した下水道管渠築造工事



【登録条件】
登録土量: 24,664m³
土工期: 2015年2月～2015年7月※
土質区分: 第2種建設発生土
※掘削時の工期であり、その後仮置場に存置

《搬入側(民間)》

解体工事の地下室撤去埋め戻し材として利用



【登録条件】
登録土量: 14,000m³
土工期: 2016年07月～2016年10月
土質区分: 第3種建設発生土



約7,100m³利用
利用時期: 2016年8月

建設発生土の発生箇所等について



■公共工事からの建設発生土を民間工事の埋め戻し材として使用

《搬出側(公共)》

国が発注した浚渫工事



《搬入側(民間)》

民間所有施設の周辺整地用土砂として受入



【登録条件】

登録土量: 14,700m³

土工期: 2015年3月~2017年2月※

土質区分: 第2種建設発生土

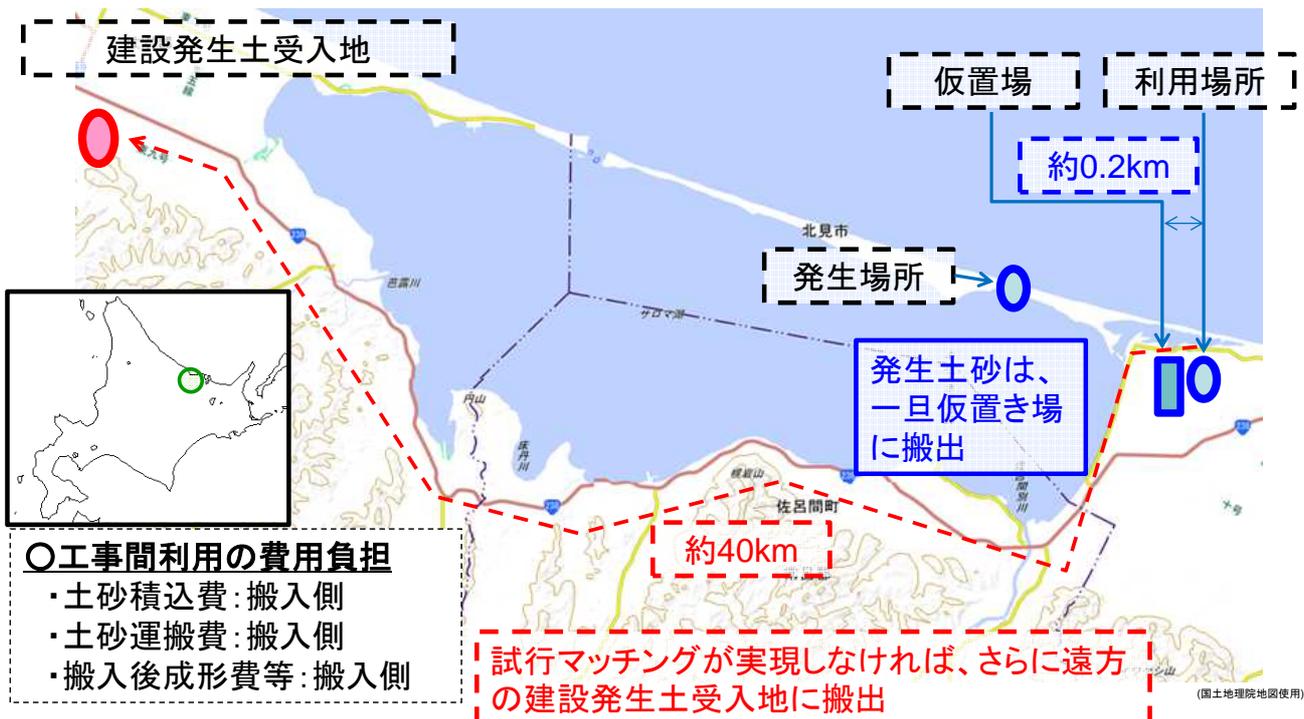
※掘削時の工期であり、その後仮置場に存置



約8,000m³利用

利用時期: 2016年9月

建設発生土の発生箇所等について



《搬出側(公共)》

国が発注した河道掘削工事



【登録条件】
登録土量: 21,000m³(当初)
土工期: 2016年08月~2016年12月
土質区分: 第2種建設発生土

《搬入側(民間)》

土地区画整理工事の盛り土として利用



【登録条件】
登録土量: 50,000m³
土工期: 2016年10月~2017年12月
土質区分: 第2種建設発生土



約23,000m³利用※
利用時期: 2016年10月

建設発生土の発生箇所等について

○工事間利用の費用負担

- ・土砂積込費: 公共側
 - ・土砂運搬費: 公共側
 - ・搬入後仮置き: 公共側
 - ・土質試験費等: 公共側
- ※H29年度から民間が造成作業を実施



- 道路維持工事で発生した建設発生土を、国道高架下の資材置き場に仮置き
- 仮置きしていた建設発生土を、民間建築工事のかさ上げ用土砂として利用

《搬出側(公共)》

公共工事(道路維持工事)の建設発生土



【登録条件】
登録土量: 660m³, 800m³
土工期: 2015年4月～2017年3月
土質区分: 第2種建設発生土
※仮置き場に存置

《搬入側(民間)》

建築工事の地盤かさ上げ用材として建設発生土を利用



【登録条件】
登録土量: 1,200m³
土工期: 2017年1月～2017年4月
土質区分: 第2種建設発生土



約1,200m³利用
利用時期: 2017年1月～3月

建設発生土の搬出場所、利用場所等について(第2工区)



鬼怒川下流域において、「平成27年9月関東・東北豪雨」が再び起こった場合に被害が発生しないよう、河川激甚災害対策特別緊急事業等を活用し、現在、堤防整備(かさ上げ・拡幅)など緊急対策を行っている。築堤土は「河道掘削」及び「公共事業間利用」のほか、「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」により確保して、事業を進めている。



■民間工事からの建設発生土を河川堤防の築堤材として使用

《搬出側(民間)》

民間企業が開発する物流施設の建設工事



【登録条件】
登録土量: 15,000m³
土工期: 2018年3月~2018年5月※
土質区分: 第3種建設発生土
※工期の遅れあり



《搬入側(公共)》

河川堤防の築堤材として利用
(河川近接のストックヤードに搬入)



【登録条件】
登録土量: 400,000m³
土工期: 2018年11月~2021年03月
土質区分: 第3種建設発生土



約760m³利用
利用時期: 2018年7月~12月

建設発生土の発生箇所等について



■民間工事からの建設発生土を河川堤防の築堤材として使用

《搬出側(民間)》

駅前地区再開発事業における複合施設の建設工事



【登録条件】
登録土量: 40,000m³
土工期: 2018年7月~2018年12月
土質区分: 第3種建設発生土



《搬入側(公共)》

河川堤防の築堤材として利用
(河川近接のストックヤードに搬入)

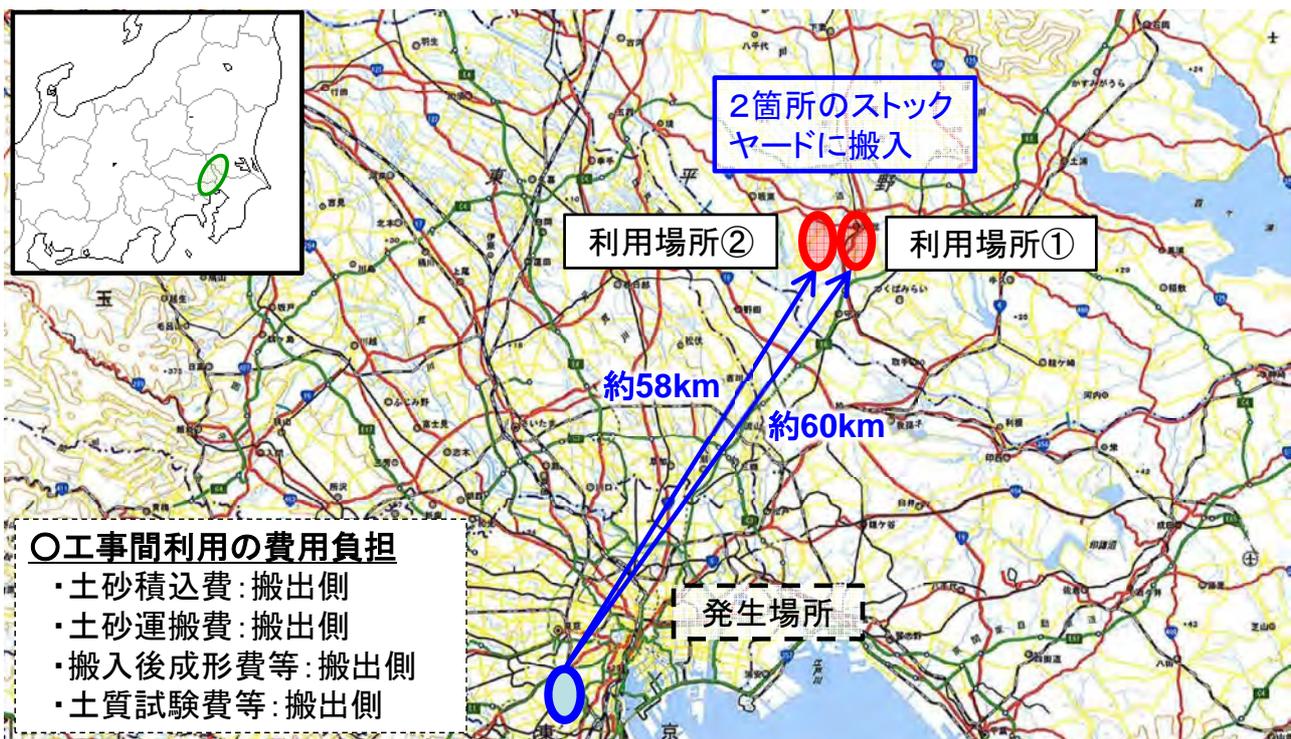


【登録条件】
登録土量: 400,000m³
土工期: 2018年11月~2021年03月
土質区分: 第3種建設発生土



約24,400m³利用
利用時期: 2018年8月~11月

建設発生土の発生箇所等について



■民間工事からの建設発生土を河川堤防の築堤材として使用

《搬出側(民間)》

民間の大規模マンション建設工事



【登録条件】

登録土量: 15,000m³

土工期: 2018年9月～2018年12月

土質区分: 第3種建設発生土



《搬入側(公共)》

河川堤防の築堤材として利用
(河川近接のストックヤードに搬入)



【登録条件】

登録土量: 400,000m³

土工期: 2018年11月～2021年03月

土質区分: 第3種建設発生土



約9,700m³利用

利用時期: 2018年10月～12月

建設発生土の発生箇所等について



(国土地理院地図使用)

■ 民間工事からの建設発生土を公共工事の築堤材として使用

《搬出側(民間)》

宅地開発業者が分譲地販売の計画で開発した宅地造成工事



【登録条件】

登録土量: 37,000m³

土工期: 2018年10月~2019年5月※ 約7,400m³利用

土質区分: 第3種建設発生土 利用時期: 2018年11月

※掘削時の工期であり、その後仮置場に存置



《搬入側(公共)》

築堤材料として、ストックヤードにて受入



【登録条件】

登録土量: 400,000m³

土工期: 2018年11月~2021年03月

土質区分: 第3種建設発生土

建設発生土の発生箇所等について



■公共工事からの建設発生土を民間工事の埋め戻し材として使用

《搬出側(公共)》

地方公共団体が発注した中学校建替工事



【登録条件】
 登録土量: 9,700^m₃
 土工期: 2018年2月～2019年2月※
 土質区分: 第3種建設発生土



約600^m₃利用
 利用時期: 2018年6月

《搬入側(民間)》

開発工事の埋め戻し材として利用



【登録条件】
 登録土量: 1,700^m₃
 土工期: 2018年06月～2018年06月
 土質区分: 第3種建設発生土

建設発生土の発生箇所等について



○工事間利用の費用負担

- ・土砂積込費: 搬出側
- ・土砂運搬費: 搬出側
- ・搬入後成形費等: 搬入側
- ・土質試験費等: 搬出側

(出典: 国土地理院地図)

■ 中学校建替え工事による建設発生土を土壤汚染対策工事にて有効利用

《搬出側(公共)》

公共工事(中学校建替え工事)の建設発生土



【登録条件】

登録土量: 6,700m³
 土工期: 2018年2月~2018年6月
 土質区分: 第3種建設発生土

《搬入側(民間)》

民間工事(土壤汚染対策工事)にて建設発生土を利用



【登録条件】

登録土量: 1,500m³
 土工期: 2018年4月~2018年6月
 土質区分: 第1種建設発生土



約900m³利用
 利用時期: 2018年6~8月

建設発生土の搬出場所、利用場所等について



○工事間利用の費用負担

- ・土砂積込費: 搬出側
- ・土砂運搬費: 搬入側
- ・搬入後処理費等: 搬入側
- ・土質試験費等: 搬出側

■ 中学校建替え工事による建設発生土を資材置場造成工事にて有効利用

《搬出側(公共)》

公共工事(中学校建替え工事)の建設発生土



【登録条件】

登録土量: 6,700m³
 土工期: 2018年2月~2018年6月
 土質区分: 第3種建設発生土



約2,000m³利用
 利用時期: 2018年9~10月

《搬入側(民間)》

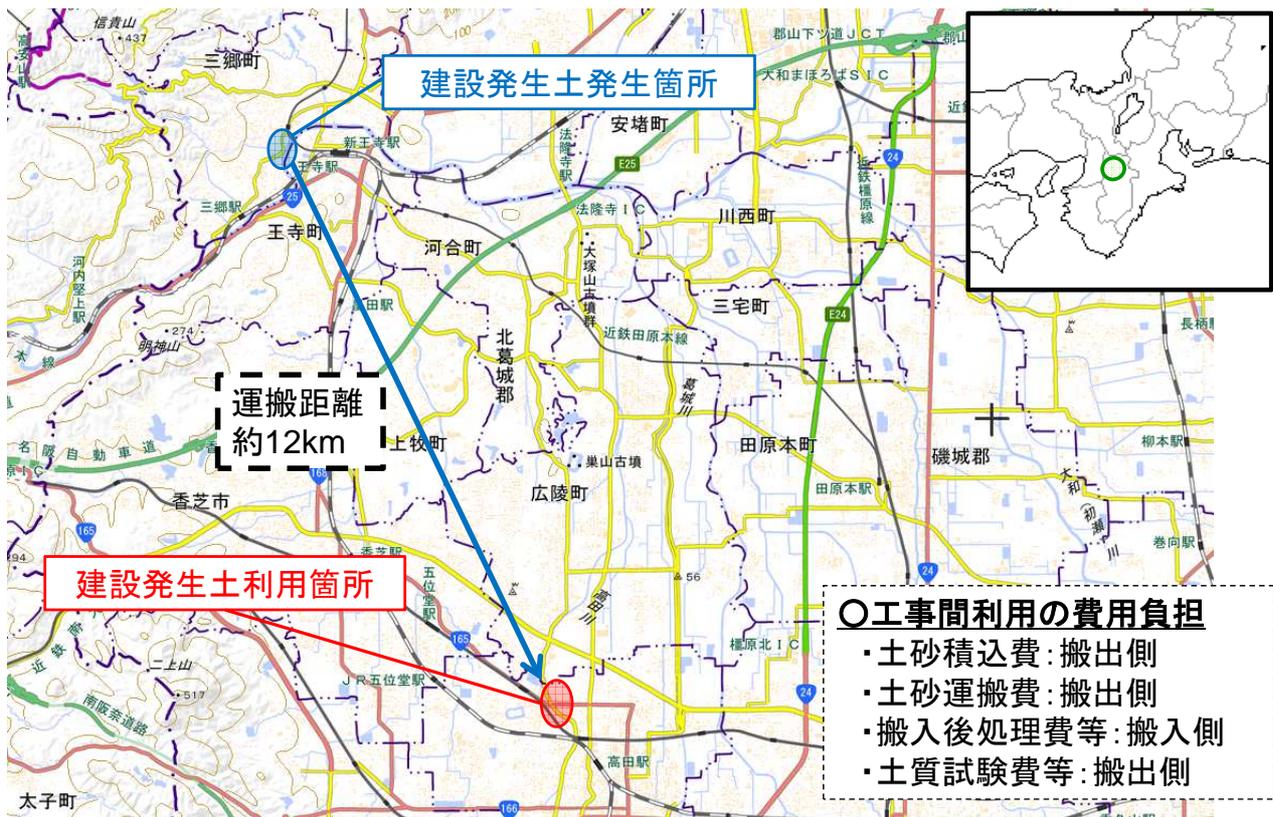
民間工事(資材置場造成工事)にて建設発生土を利用



【登録条件】

登録土量: 2,000m³
 土工期: 2018年9月~2018年11月
 土質区分: 第3種建設発生土

建設発生土の搬出場所、利用場所等について



■公共工事ストックヤードからの建設発生土を民間工事の埋め戻し材として使用

《搬出側(公共)》

国が発注した空港整備工事の
ストックヤード



【登録条件】
登録土量: 19,300m³
搬出可能時期: 2018年全期
土質区分: 第1種(砂質土)

《搬入側(民間)》

民間の資材置き場造成工事の
埋め戻し材

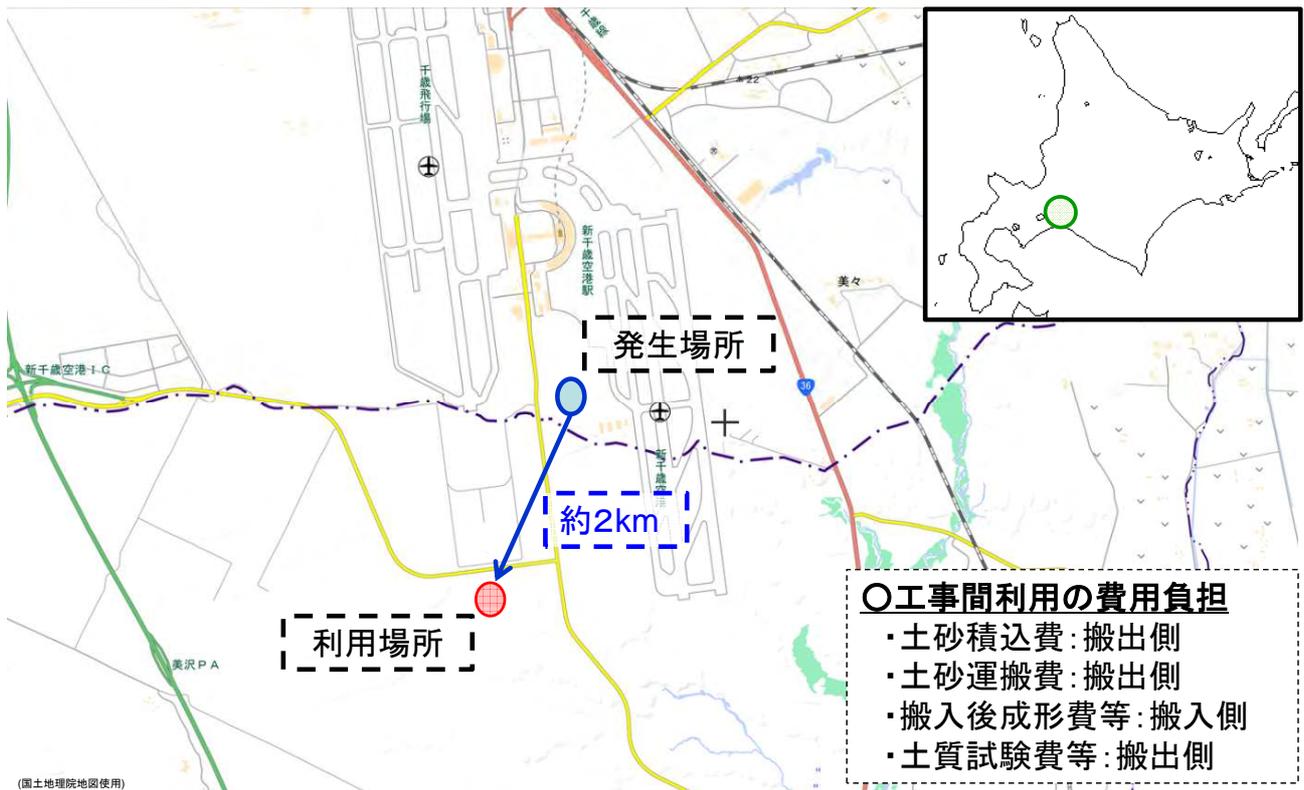


【登録条件】
登録土量: 30,000m³
搬入可能時期: 2018年6月～10月
土質区分: 指定なし



約5,900m³利用
利用時期: 2018年10月

建設発生土の発生箇所等について



■公共工事からの建設発生土を民間建築工事のかさ上げ用土砂として使用

《搬出側(公共)》

国が発注した幹線道路の改築事業



【条件】
 土量: 17,000m³
 土工期: 2018年9月～2019年3月※
 土質区分: 第3種建設発生土
 ※仮置場に存置

《搬入側(民間)》

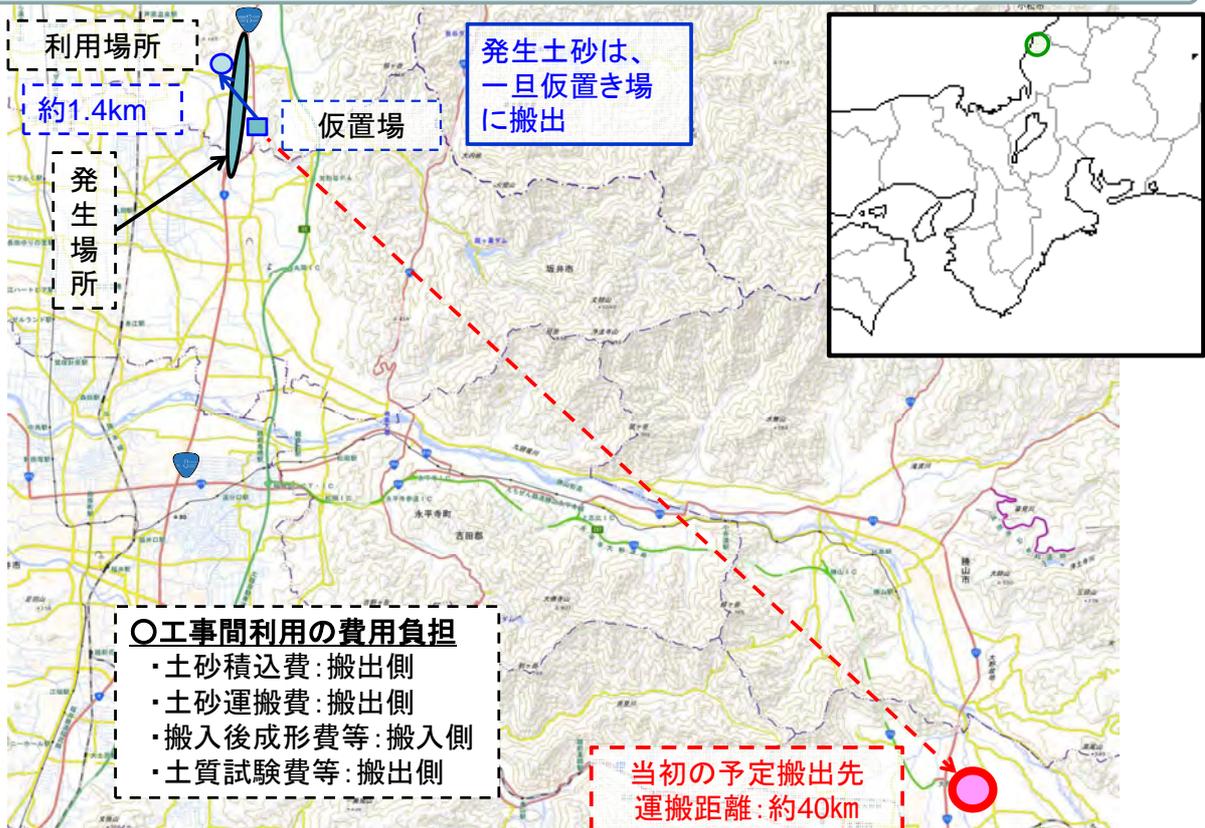
建築工事の地盤かさ上げ用材として建設発生土を利用



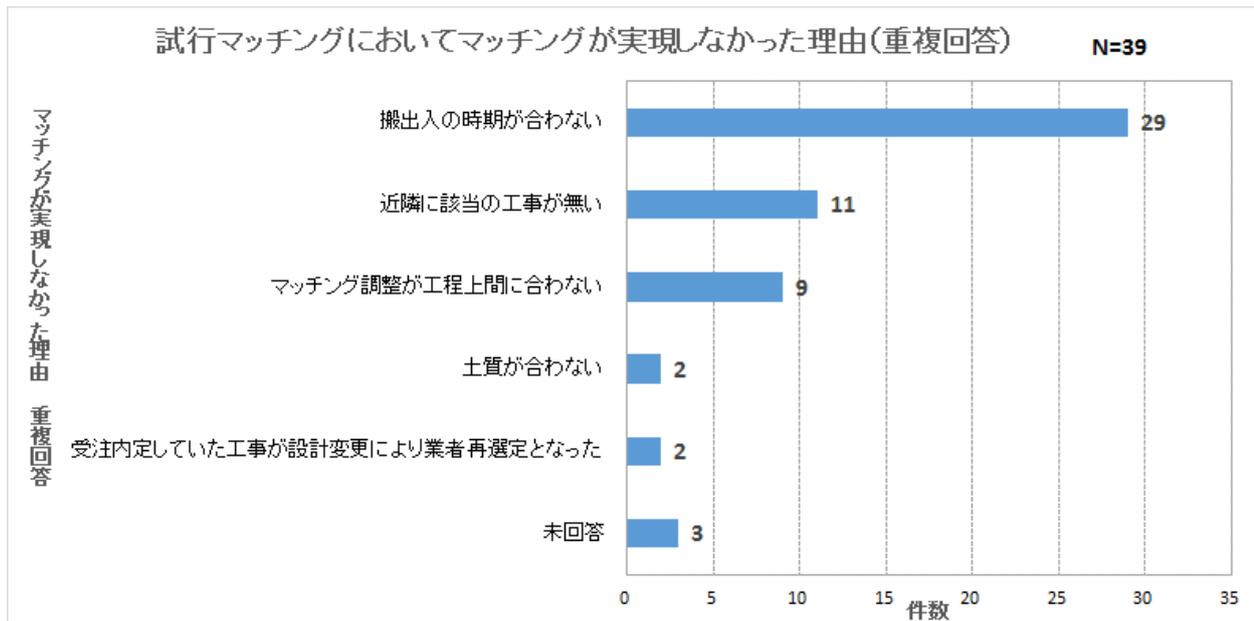
約20,000m³利用
 利用時期: 2018年11月
 ～2019年2月

【登録条件】
 登録土量: 15,000m³
 土工期: 2018年9月～2018年12月
 土質区分: 第2種建設発生土

建設発生土の発生箇所等について



試行マッチングにおいてマッチングが実現しなかった理由(民間工事)



地域	搬出入	件数	土量	実現しなかった理由
関東	搬出	1	8,000	マッチング調整の工程上、間に合わないと判断したため
関東	搬出	1	3,500	時期が合わないため
中国	搬出	1	1,000	近隣の公共建設工事が無いため
近畿	搬出	8	13,950	時期、土質が合わないため
中部	搬出	2	345,000	民間建設工事の工事受注が内定していたが、設計変更により業者再選定となったため
中部	搬出	1	18,600	時期が合わないため
九州	搬出	5	89,700	時期が合わない、近隣に該当の工事が無いため
近畿	搬出	3	6,000	時期が合わないため
九州	搬出	1	10,400	土質が合わないため
近畿	搬出	1	137	時期が合わないため
近畿	搬入	1	90	時期が合わないため
近畿	搬出	3	5,900	時期が合わないため
関東	搬出	1	25,000	近隣の公共建設工事が無いため
関東	搬出	1	978	近隣の公共建設工事が無いため
関東	搬出	1	1,450	時期が合わない、近隣に該当の工事が無いため
中部	搬入	1	1,300	時期が合わないため
近畿	搬出	2	80,000	時期が合わないため
関東	搬入	1	8,000	時期が合わない、近隣に該当の工事が無いため
東北	搬出	1	5,000	
東北	搬入	1	20,000	
近畿	搬出	1	1,100	
関東	搬出	1	68,000	時期が合わない、近隣に該当の工事が無いため
		合計(搬出)	35 件	683,715 m ³
		合計(搬入)	4 件	29,390 m ³

官民マッチングと公募方式を併用する場合の公募公告例

(土地区画整理事業における造成用土砂の搬入事業者公募例)

A市B地区土地区画整理事業は、C県から事業認可を受け、20××年×○月○×日に事業計画を決定しました。当地区の造成に当たり、良質な建設発生土が必要なため、公募型方式により搬入事業者の募集を行います。

なお、国土交通省「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」(<http://>)を用いて応募(工事情報登録)する必要があります。

1. 募集条件

- ・搬入時期:20××年×△月から20××年△月まで
- ・搬入受入量:200,000m³
- ・搬入料金:300 円/m³

2. 搬入場所

- ・A市B土地区画整理事業施行地内
- ・搬入場所位置図.jpg

3. 申込事業者

- 1).国、地方自治体、地方住宅供給公社、独立行政法人、区画整理組合又は、再開発組合等から受注した元請事業者又は、その一次下請け事業者
- 2).建設業法第3条を有する事業者であること。(土木一式工事業に限る。)
- 3).過去10年間において、国、地方公共団体、地方住宅供給公社又は独立行政法人等において発注された発生土搬入業務を元請、又は一次下請業者として受託した実績を有すること。

4. 公募日程

- (1)実施要領の交付
20××年××月○○日(曜日)から
- (2)質問書の提出
20××年××月○×日(曜日)まで
- (3)質問書に対する回答
20××年××月××日(曜日)
- (4)参加申込書類の提出
20××年×○月××日(曜日)午後5時までに「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」に必要な情報を登録していること
- (5)書類審査
20××年×○月×△日(曜日)
- (6)審査結果の通知
20××年×○月△△日(曜日)

5. 募集要項

- ・建設発生土搬入事業者選定に係る募集要項.pdf

6. 応募様式

- ・建設発生土の官民有効利用マッチングシステム(<http://>)